

国民健康保険からのお知らせ

平成30年度から国民健康保険税の税率等が改正されます！

★今回の主な改正点

- ・基礎課税分に係る課税限度額の引き上げ（54万円⇒58万円）
- ・国民健康保険税の減額の対象となる世帯の拡充（5、2割軽減）
- ・静岡県国民健康保険運営方針に近づけるための国保税率調整

【問】 税務住民課 ☎(56)2222

■平成30年度国民健康保険税税率表

区分	平成29年度 (今までの税率等)	平成30年度 (新しい税率等)	比較	
基礎課税分	所得割 (A)	4.02%	4.09%	+0.07%
	資産割 (B)	16.70%	13.36%	△3.34%
	均等割 (C)	15,800円	15,800円	改正はありません
	平等割 (D)	16,600円	16,600円	改正はありません
	賦課限度額	540,000円	580,000円	+40,000円
後期高齢者 支援金等 課税分	所得割 (A)	1.80%	1.92%	+0.12%
	資産割 (B)	7.95%	6.36%	△1.59%
	均等割 (C)	7,000円	7,300円	+300円
	平等割 (D)	7,700円	7,500円	△200円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	改正はありません
介護納付金 課税分 (40~64歳)	所得割 (A)	2.05%	2.05%	改正はありません
	資産割 (B)	9.10%	7.28%	△1.82%
	均等割 (C)	10,200円	10,200円	改正はありません
	平等割 (D)	8,100円	8,100円	改正はありません
	賦課限度額	160,000円	160,000円	改正はありません

☆川根本町の国民健康保険税は、上記税率表を基に計算し、算出しています。40歳から64歳までの国保加入者は、基礎課税分・後期高齢者支援金等課税分・介護納付金課税分を合わせた額を、その他加入者については、医療分・支援分を合わせた額を納めていただきます。

☆所得割額は、町民税の基礎額である所得金額（総所得金額+山林所得額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた額に、(A)の所得割の率を乗じた金額。

※資産割額は、加入者の固定資産税額（土地・家屋分）に、(B)の資産割の率を乗じた金額。

※世帯で国保に加入している人数に、(C)の均等割の額を乗じた金額。

※1世帯につき、(D)の平等割の額が課税されます。

☆一定の所得以下の世帯及び特定世帯に該当する場合は、割合が軽減されます。

■被保険者均等割と世帯平等割の軽減判定基準が改正されました。

国民健康保険の軽減を受けられる対象者の拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減を受ける世帯の軽減判定所得額が引き上げられました。

《改正前》	《改正後》
● 7割軽減⇒所得金額は基礎控除額（33万円）を超えない場合	● 7割軽減⇒今までと変更ありません。
● 5割軽減⇒所得金額が【基礎控除額（33万円）+27万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）】で算出した額を超えない場合	● 5割軽減⇒所得金額が【基礎控除額（33万円）+27.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）】で算出した額を超えない場合
● 2割軽減⇒所得金額が【基礎控除額（33万円）+49万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）】で算出した額を超えない場合	● 2割軽減⇒所得金額が【基礎控除額（33万円）+50万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）】で算出した額を超えない場合

国保の届出は、14日以内をお願いします。

国保税についての注意

- 1 国保税は国保へ加入の月から課税となります
国保税は、加入の届出をした日からでなく、資格を得た月の分から納めることになるため、加入した月までさかのぼって国保税を納めていただきます。
- 2 納税義務者は世帯主です
世帯主が社会保険や共済組合等に加入している場合や、後期高齢者医療制度へ移行している場合でも、世帯の中で国保の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者になります。
- 3 納期は9回（7月～翌年3月）、年金からの納付の場合は6回（年金支給月）です
- 4 年度の途中で国民健康保険をやめた人の国保税について
世帯全員が国保をやめた時は、資格がなくなっ

た前月分までの国保税を再計算します。その結果、不足分がある場合はやめた月以降に納めていただくことになります。納めすぎの場合は後日還付します。なお、世帯の一部の方が国保を脱退した場合は、再計算して届出の翌月から月割りで納めていただきます。

5 年金から天引きの方について
（納付書または口座からの引き落としによる納付と、年金からの納付が併用となる場合もあります）
町税等に滞納がない場合に限り、希望により口座からの引き落としに変更することもできます（簡単な手続きがあります）。
※災害やその他特別な事情により、国保税の納付が困難な場合は、申請により減免が認められることがあります。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

★40～74歳の国保被保険者の皆様へ 特定健診を受けましょう！

特定健康診査を受けていただくことで、その健診結果から適切な指導を受けることができ、皆さんの生活習慣を見直す機会となり、病気を予防することができます。皆さんが病気の予防に努めていただくことで、医療費の削減にもつなげることができます。

なお、特定健康診査は、かかりつけのお医者さんに受診されている方も受けることができます。年に1度の健康チェックをお忘れなく。

加入者一人当たりの医療費（費用額）が年々増加しています。

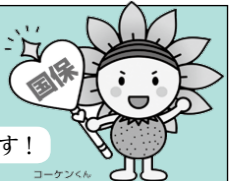
【参考】川根本町国民健康保険一人当たりの医療費の比較について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一人あたりの医療費	326,837円	335,970円	353,698円
対前年比	7.5%	2.8%	5.3%

☆国民健康保険に関するお問い合わせ
税務住民課戸籍住民室 ☎(56)2222
総合支所窓口業務室 ☎(58)7070

☆国民健康保険税に関するお問い合わせ
税務住民課税務室 ☎(56)2223

納付には便利な口座振替がオススメです！



コーケン